環境物品等の調達の推進を図るための方針

平成25年4月独立行政法人国際交流基金

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。以下「法」という。)第7条の規定に基づき、平成25年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針(以下「調達方針」という。)を定めたので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

I. 特定調達物品等の平成25年度における調達の目標

平成25年度における個別の特定調達物品等(環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成25年2月5日変更閣議決定。以下「基本方針」という。)に定める特定調達品目毎に判断の基準を満たすもの。)の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たって の一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調 達に努めることとする。

また平成20年3月28日に全部改定された京都議定書目標達成計画等も十分考慮しながら環境物品等の調達を行うこととする。

1. 紙類

コピー用紙 フォーム用紙 インクジェットカラー プリンター用塗工紙 塗工されていない印刷 用紙 塗工されている印刷用 紙 トイレットペーパー ティッシュペーパー

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

2. 文具類

スタンプ台

シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

朱肉 印章セット 印箱 公印 ゴム印 回転ゴム印 定規 トレー 消しゴム ステープラー (汎用型) ステープラー(汎用型以 外) ステープラー針リムー バー 連射式クリップ(本体) 事務用修正具 (テープ) 事務用修正具(液状) クラフトテープ 粘着テープ (布粘着) 両面粘着紙テープ 製本テープ ブックスタンド ペンスタンド クリップケース はさみ マグネット(玉) マグネット (バー) テープカッター パンチ (手動) モルトケース(紙めくり 用スポンジケース) 紙めくりクリーム 鉛筆削 (手動) OAクリーナー (ウェットタイプ) OAクリーナー (液タイプ) ダストブロワー レターケース メディアケース マウスパッド OAフィルター(枠あ り) 丸刃式紙裁断機

カッターナイフ カッティングマット デスクマット OHPフィルム 絵筆 絵の具 墨汁 のり (液状) (補充用を 含む。) のり(澱粉のり)(補充 用を含む。) のり (固形) のり (テープ) ファイル バインダー ファイリング用品 アルバム つづりひも カードケース 事務用封筒 (紙製) 窓付き封筒 (紙製) けい紙 起案用紙 ノート パンチラベル タックラベル インデックス 付箋紙 付箋フィルム 黒板拭き ホワイトボード用イレ ーザー 額縁 ごみ箱 リサイクルボックス 缶・ボトルつぶし機(手 動) 名札 (机上用) 名札(衣服取付型•首下 げ型) 鍵かけ (フックを含む) チョーク グラウンド用白線 梱包用バンド

3. オフィス家具等

いす	調達を実施する品目については、調達目標は
机	100%とする。
棚	
収納用什器 (棚以外)	
ローパーティション	
コートハンガー	
傘立て	
掲示板	
黒板	
ホワイトボード	

4. OA機器

- 0 1/1/	
コピー機	平成25年度に購入する物品及び平成25年度よ
複合機	り新たにリース契約を行うものの調達目標は10
拡張性のあるデジタルコ	0%とし、全体としての調達目標も100%とす
ピー機	る。
電子計算機	調達を実施する品目については、調達目標は
	100%とする。
プリンタ	平成25年度に購入する物品及び平成25年度よ
プリンタ/ファクシミリ	り新たにリース契約を行うものの調達目標は10
兼用機	0%とし、全体としての調達目標も100%とす
ファクシミリ	る。
スキャナ	調達を実施する品目については、調達目標は
磁気ディスク装置	100%とする。
ディスプレイ	平成25年度に購入する物品及び平成25年度よ
シュレッダー	り新たにリース契約を行うものの調達目標は10
デジタル印刷機	0%とし、全体としての調達目標も100%とす
	る。
記録用メディア	調達を実施する場合は、調達目標は100%とす
一次電池又は小型充電式	る。
電池	V 0
電子式卓上計算機	
电丁八早工可昇機 トナーカートリッジ	
·	
インクカートリッジ	
掛時計	
プロジェクタ	

5. 移動電話

携帯電話	調達を実施する場合は、	調達目標は100%とす
PHS	る。	

6. 家電製品

電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫 テレビジョン受信機 電気便座 電子レンジ

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

7. エアコンディショナー等

エアコンディショナー ガスヒートポンプ式冷暖 房機

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

8. 温水器等

ストーブ

ヒートポンプ式電気給湯器 お ガス温水機器

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

石油温水機器

ガス調理機器

9. 照明

蛍光灯照明器具

LED 照明器具

LED を光源とした内照

式表示灯

蛍光ランプ(直管型:

大きさの区分 40 形蛍光

ランプ)

電球形状のランプ

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

10. 自動車等

自動車

ETC対応車載器

カーナビゲーションシス

テム

乗用車用タイヤ

2サイクルエンジン油

調達の予定はない。

11. 消火器

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

12. 制服・作業服(制服、作業服、帽子の3品目)

制服	調達を実施する品目については、調達目標は10
作業服	0%とする。
帽子	なお、ポリエステル繊維を使用した製品の調達の際
	の判断基準は、基本方針の判断基準に加え、再生ポ
	リエステル、未利用繊維及び反毛繊維の合計重量が
	製品全体重量比で50%以上であることとする。

13. インテリア・寝装寝具

カーテン	調達を実施する品目については、	調達目標は10
布製ブラインド	0%とする。	
タフテッドカーペット		
タイルカーペット		
織じゅうたん		
ニードルパンチカーペッ		
7		
毛布		
ふとん		
ベッドフレーム		
マットレス		

14. 作業手袋

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

15. その他繊維製品

集会用テント	調達を実施する品目については、調達目標は10
ブルーシート	0%とする。
防球ネット	
旗	
のぼり	
幕	
モップ	

16. 設備

太陽光発電システム	調達を実施する品目については、調達目標は10
太陽熱利用システム	0%とする。
燃料電池	
生ゴミ処理機	
節水機器	
日射調整フィルム	

17. 防災備蓄用品

ペットボトル飲料水	調達を実施する品目については、	調達目標は10
缶詰	0%とする。	
アルファ化米		
保存パン		
乾パン		
レトルト食品等		
栄養調整食品		
フリーズドライ食品		
毛布		
作業手袋		
テント		
ブルーシート		
一次電池		
携带発電機		

18. 公共工事

公共工事の中で、基本方針に位置付けられた資材・建設機械を使用する場合は、原則として、基本方針に定める判断の基準を満足するものを使用するものとする。なお、目標の立て方については、今後、実績の把握を進める中で検討するものとする。

19. 役務

省エネルギー診断	調達の予定はない。
印刷	調達を実施する品目については、調達目標は10
食堂	0%とする。
自動車専用タイヤ更正	調達の予定はない。
自動車整備	調達目標は100%とする。
庁舎管理	調達を実施する品目については、調達目標は10
植採管理	0%とする。
清掃	庁舎管理又は清掃において使用する物品が特定調
機密文書処理	達品目に該当する場合は、その調達目標は100%
害虫防除	とする。
輸配送	調達を実施する品目については、調達目標は10
旅客輸送	0%とする。
蛍光灯機能提供業務	
庁舎等において営業を行	
う小売業務	
クリーニング	
飲料自動販売機設置	
引越輸送	

Ⅱ.特定調達物品等以外の平成25年度に調達を推進する環境物品等及びその 調達の目標

- 1. ラベルライター用テープカートリッジを調達する場合は、再生プラスチックが製品のプラスチック重量の50%以上使用されているものを100% 調達する。
- 2. 上記のほか環境物品の選択に当たっては、適切な品目についてはエコマークの認定を受けている製品またはこれと同等のものを調達するよう努める。

Ⅲ. その他環境物品等の調達の推進に関する事項

- 1. 基金内に、環境物品等の調達のための推進体制を引き続き設ける。(別紙)
- 2. 本調達方針は基金全体を対象とする。ただし、諸外国に設置されている事務所における調達に関しては、多くの国・地域において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律が規定する基準に適合した環境物品等が存在しない等、そもそも右物品等の調達が不可能ないし極めて困難な状況にあるため対象外とする。なお、任国の実情に応じて可能な限り環境負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。
- 3. 調達の実績は、各品目ごとに取りまとめ、公表する。
- 4. 物品等の調達に当たっては、調達量ができる限り少なくなるように努める。
- 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
- 6. 調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、 基本方針に定める判断の基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境 負荷の少ない物品の調達に努める。
- 7. 全ての木材及び木材製品が原料となる物品等の調達に当たり、合法性及び 持続可能性の証明の確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品 の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(平成 18 年 2 月作成) に準拠して行うよう努める。
- 8. 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入を推進するよう働きかけるとともに、物品の納入に際しては、原則として本調達方針で定め

られた自動車を利用するよう働きかける。

- 9. 事業者の選定に当たっては、ISO14001若しくはエコアクション2 1 (環境活動評価プログラム)等により環境管理を行っている者又は環境 報告書を作成している者を優先して考慮するように努める。
- 10. 本調達方針に基づく調達担当窓口は、経理部会計課とする。

独立行政法人国際交流基金グリーン調達推進体制概要図

推進本部

本部長:担当理事副本部長:経理部長本部員:総務部長

海外事業戦略部長 文化事業部長

日本語教育支援部長日本語事業運営部長

日本研究・知的交流部長 日米センター事務局長

青少年交流室長

日中交流センター事務局長

情報センター部長

日本語国際センター副所長 関西国際センター副所長

事務局

事務局長:会計課長副事務局長:総務課長

事務局員:日本語国際センター職員

関西国際センター職員

会計課職員

グリーン調達推進員:各課予算担当者